

伊東市建設工事競争入札参加資格者の皆様へ

令和2年1月31日

下請契約における社会保険等未加入業者対策について

伊東市では社会保険等の未加入対策として、平成31年度から、社会保険等への加入を入札参加資格登録の必須要件としているところですが、さらなる対策として**令和2年4月1日から社会保険等未加入業者との一次下請契約を禁止することとします。**

建設業者の皆様におかれましては、御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 社会保険等加入状況の確認方法

施工体制台帳の健康保険等の加入状況欄で確認します。社会保険等未加入一次下請業者を確認した場合は、発注者が指定する期限までに元請業者に対して、一次下請業者が社会保険等に加入していることを確認できる書類の提出を求めます。

2 実施時期

令和2年4月1日以降に発注する工事から適用します。

3 元請業者への罰則

違反していることが判明した場合は、元請業者に対して、指名停止及び工事成績の減点を行います。

4 下請業者への対応

二次以下の下請業者を含む、全ての下請業者の社会保険等の加入状況を確認し、社会保険等未加入業者を確認した場合には、建設業許可権者へ通報します。

※社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険のことをいいます。

※社会保険未加入とは、社会保険等の適用を受ける事業所であり、法律上保険に加入しなければならないにも関わらず加入していない場合をいいます。法律上加入義務がない事業所は、「適用除外」となります。

※社会保険等の加入義務に関する詳細は、年金事務所、ハローワークに確認をお願いします。

以上

問い合わせ先

総務部庶務課契約検査係

電話 0557-32-1236